

平成 19 年第 7 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 19 年 7 月 23 日、午前 9 時 34 分から稲城市地域振興プラザにおいて、平成 19 年第 7 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
浅水 博
安江 元治
稲垣 弘子
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	高野 誠三
指導室長	石鍋 浩
指導主事	大場 一輝
学校給食 共同調理場所長	吉井 四郎
生涯学習課長	西山 誠
体育課長	岡本 育大
文化センタ - 課庶務係長	松本 葉子
図書館長	川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課長	柳川 茂夫
学校教育課庶務係長	小川由紀夫
学校教育課庶務係	小沢 敏子
学校教育課庶務係	後藤 広美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告について」
- (4) 日程第 4 第 25 号議案
「稲城市青少年委員の委嘱について」
- (5) 日程第 5 第 26 号議案
「稲城市立公園に設置する体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (6) 日程第 6 第 27 号議案
「平成 19 年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (7) 日程第 7 報告事項
「職の分化に伴う学校管理運営規則の改正について」

- 「1学期の学校の様子について」
- 「教職員の海外旅行について」
- 「野沢温泉村宿泊体験学習について」
- 「夏季休業中の教職員の研修について」

委員長 　ただ今から、平成 19 年第 7 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第 1 . 本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思いを。
御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 　御異議なしと認めます。
よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員にお願いいたします。
次に日程第 2 . 「会期の決定」についてをお諮りいたします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 　御異議なしと認めます。
よって、会期は、本日 1 日と決しました。
次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。
日程第 3 . 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 〔行政報告〕

学校教育課

- 1 . 工事状況について
- 2 . 平成 19 年度就学援助（要保護・準要保護）の認定状況等について
- 3 . 稲城第六小学校校庭芝生化説明会について
- 4 . 工事入札不調案件（6 月 13 日入札）について
- 5 . 複合施設ふれんど平尾関係について

指導室

- 1 . 担当者事業について
- 2 . 推進・連携事業について
- 3 . 研修事業について
- 4 . 学校訪問について
- 5 . 道徳授業地区公開講座について
- 6 . 教育相談所関係について
- 7 . 教育センター関係について
- 8 . その他について

学校給食共同調理場

- 1 . 試食会・施設見学について
- 2 . 地場野菜の活用状況について

生涯学習課

- 1 . 社会教育関係について
- 2 . 社会教育活動の振興について

- 3 . 青少年関係について
- 4 . ふれあいの森関係について
- 5 . 青少年指導者養成について
- 6 . 青少年育成地区委員会関係について
- 7 . 芸術文化活動の振興について
- 8 . 新文化センター建設事業について
- 9 . 文化財の保護と普及について
- 10 . 生涯学習推進事業について
- 11 . 学校施設コミュニティ開放事業について
- 12 . 放課後子ども教室支援事業について

体育課

- 1 . 体育指導委員協議会定例会について
- 2 . 主催事業の実施について
- 3 . 体育関係団体の事業について
- 4 . 東京ヴェルディ1969関連事項について
- 5 . 有料施設の利用状況について
- 6 . スポーツ教室参加状況（連盟委託教室）について

文化センター課

- 1 . 会議について
- 2 . 公民館主催事業の実施状況について
- 3 . 児童館主催事業の実施状況について
- 4 . 利用統計について

図書館

- 1 . 中央図書館開館1周年について
- 2 . 第3回京王線沿線七市図書館連携協議会について
- 3 . 中央図書館行事について
- 4 . 城山体験学習館展示コーナーについて
- 5 . 子ども体験塾について
- 6 . 平成19年6月図書館利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

本日は、議事進行の都合により、日程第4 . 第25号議案「稲城市青少年委員の委嘱について」、日程第6 . 第27号議案「平成19年度稲城市教育委員会職員の人事について」を、稲城市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、一括議題として行い、その後、日程第5、日程第7を順次行います。よろしくお願いいたします。

それでは、日程第4 . 第25号議案、及び日程第6 . 第27号議案は、人事案件ですので、秘密会とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。
よって、第 2 5 号議案、及び第 2 7 号議案は、秘密会といたします。
暫時休憩いたします。

(これより第 2 5 号議案、第 2 7 号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第 2 5 号議案、第 2 7 号議案秘密会は終了)

委員長 再開いたします。
これより、第 2 5 号議案「稲城市青少年委員の委嘱について」を、採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第 2 5 号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第 2 7 号議案「平成19年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第 2 7 号議案は、原案どおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

(暫 時 休 憩)

委員長 再開いたします。
次に、日程第 5 . 第 2 6 号議案「稲城市立公園に設置する体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。
提案理由の説明を、お願いします。

教育長 本議案につきましては、総合体育館アクアフィットネスの閉鎖に伴い、稲城市立公園に設置する体育施設の管理運営に関する条例を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては体育課長から説明を申し上げます。

体育課長 それでは、お手元にございます議案概要説明書を、ご覧いただきたいと思えます。

まず、概要でございますが、総合体育館のアクアフィットネス施設につきましては、平成4年の開設以来、15年が経過し、施設全体の老朽が著しく、数年前、特に平成13年ごろからは、毎年、応急修繕の対応を行いながら使用しておりました。しかしながら、応急修繕で対応することも困難な状況になり、今後の安全管理運営が不可能な状態となったため、指定管理者と協議した結果、平成19年6月30日をもちまして閉鎖いたしましたので、この条例のアクアフィットネスの項を削除するものです。

なお、同施設は、8月27日から10月31日にかけて、多目的ホールへの改修工事を行い、財団法人いなぎグリーンウェルネス財団における、緑や市民の健康に関する活動を行うため、グリーンボランティアの活動をはじめ、市民向けの各種の講座の開催など、多目的な有効活用を図ってまいります。

また、閉鎖後の使用方法といたしましては、グリーンボランティアによる草花の育成作業、あるいは、グリーンボランティアの情報交換、あるいは催事期に行われます、盆栽、門松づくり、講習会等、寄せ植えアレンジメント、グリーンボランティア養成講座、その他市民を対象とした緑の相談等、という内容で、有効活用を図ってまいります。

お手元の議案の資料にもどりまして、新旧対照表をご覧ください。その2ページの中、右側に、トレーニングルームの下、下線を引いてありますアクアフィットネス、個人、大人、1時間300円となっておりますけれども、この部分を削除して、今後多目的な形で活用していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第26号議案「稲城市立公園に設置する体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を、採決いたします。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。

よって、第26号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に日程第7、「報告事項」です。

本日の報告事項は、「職の分化に伴う学校管理運営規則の改正について」、「1学期の学校の様子について」、「教職員の海外旅行について」、「野沢温泉村宿泊体験学習について」、「夏季休業中の教職員の研修について」の5件です。指導室長より、説明をお願いします。

指導室長 それでは、まず、お手元に資料を1部用意させていただきました。

「東京都立学校の管理運営に関する規則の改正について～教員の職の分化について～」をお出しいただきたいと思います。

今年の6月に、東京都立学校の管理運営に関する規則が改正されました。その中身は、この資料に基づきましてご説明を申し上げます。この資料の真ん中の列の1番下の方に分化後の職、という表があります。左側に現行、右側に分化後とありまして、これに基づいて概要を説明いたします。現行というのは、教員の世界のいわゆる現在のピラミッドを示したものです。1番上に校長があり、その下に副校長があり、主幹があり、教諭がある。今後は、東京都立学校におきましては、これを分化しまして、校長をまず二つに分けます。統括校長というものをおく。そして校長がある。その下に副校長、主幹がきまして、そしてまた教諭を二つに分化しようというものです。教諭の中を二つに分けて、教諭の上に主任教諭という職をおく、と。そのような形になっております。

特に統括校長を中心に説明しますが、統括校長の役割といたしまして、この表の上に「2 統括校長の役割」というボックスがあります。このボックスに示してあります。特に重要かつ困難な職責を担うということで、アといたしまして、教育の先進的な取組を推進するとともに、その成果を全体に還元する役割を担う学校。教育の研究をするような学校などと捉えていただいて結構だと思います。

そして、イが、他校には見られない困難な課題を抱え、特に改善・改革が必要とされている学校。例えば、生活指導の困難な学校が入ってくるかと思えます。

ウが、統廃合や学校選択性など社会の動向を背景として、地域・保護者からの高い期待に応える責務を負う学校。

最後のエが、複数課程、学校規模、教職員数、分校・分教室設置等により、管理の困難度が高い学校。このような学校に統括校長というものを配置していきたい、というのが、東京都の意向でございます。主任教諭の役割はその上に書いてありますが、時間の都合により、今日は割愛させていただきます。その1番右上にボックスがありますけれども、その中の2のところ、東京都立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の案が書いてあります。全部、文末を見ますと、「統括校長を置くことができる」「主任教諭置くことができる」というように、できる規定になっております。

これを受けまして、1番右側の今後の予定というボックスをご覧いただきたいのですが、6月に都のほうでは規則が改正されました。それに従いまして、都のほうから、各区市町村に、同様の改正を依頼したい旨を私どもは受けております。

なぜかといいますと、8月下旬に東京都としましては、職の分化に見合った、いわゆる教員の給与の設定を変えていかなければならないということで、東京都の人事委員会の方に、都が要望したいということなのです。

ご承知のように、教員は都の職員でございますので、東京都の人事委員会が給与に関していろいろ定めをしていくということなので、それに合わせまして、本市におきましても、次回の教育委員会、8月20日の教育委員会におきまして、稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部改正をしていただきたいということで、委員の先生方にお諮りいただきたいと思っております。そのため、現在行われました東京都立学校のこの規則改正について、簡単にご説明申し上げたということでありまして、よろしく願いいたします。

2点目以降は簡潔にご説明申し上げます。1学期の学校の様子についてご説明いたします。おかげをもちまして、7月20日に全小中学校終業式を迎えることができました。大きな命に係るような事故もなく、無事に、1学期を終了できたとお答えできますが、いくつか、今後に向けて、課題になるような事故などもございましたので、簡単に口頭でご説明申し上げます。交通事故に関しましては、4月に若葉台小の子どもが1件、6月に第六小学校の子どもが1件、どちらも、一つは右腕の骨折、一つは擦過傷ということで、命に係るようなことはなかったのですが、やはり怪我をしているということでありまして、学校の行き帰り等でありまして、やはり、登下校の安全につきましては、今後も指導を継続していかなければならないと思っております。

ご承知のように、交通の流れが、稲城市内だいぶ変わってきております。そのあたりも踏まえて、各学校を指導していきたいと思っております。

もう1点は、第二中学校の生徒が6月に誤って、自宅のベランダの3階から転落したという事故がございました。これも本当に幸いなことに、1日病院に入院をして、打撲ということで、次の日から学校へ登校できたというような状況でございました。これは、まさに不意の事故であったのですが、1歩間違えれば、命に係る大変な事故でございますので、家庭に帰ってからのこととはいえ、子どもたちに自分の身は自分で守ろう、という指導を学校として、やっていかなければならないことを深く、我々も認めながら、継続した指導をしてまいりたいと思っております。これが、1学期の様子でございます。

次の報告事項、3点目でございますが、教職員の海外旅行について、子どもたちが夏季休業期間に入ったということもございまして、それに合わせ、夏休などを利用して、海外旅行へ行くということで報告を受けております。今回は、合計で45名の教員などが海外へ出向くという報告を受けております。大まかに申し上げますと、アメリカ合衆国の中でもハワイが、6名、中国が6名、韓国が4名、オーストラリア4名、この辺が多いところですが、中には少し遠出をするということで、エジプト、ギリシャですとか、メキシコですとか、また東南アジアですとか、カンボジアですとかそういうところへ行く者もおります。すべて、外務省のホームページ等を使い、確認をいたしまして、現地の情報を把握して、私どものほうで、最終的な許可を下ろす、ということで各学校に指示をしてあります。調

べたところ、全て、1番下のランクの充分注意して渡航してください、というレベルであります。国によっては、デング熱のような、その土地独特の病気の発生が考えられるので、そういったところの場合には、旅行会社とも、もう1度確認を取らせまして、最新の現地情報と、対処を確認をさせて、出発をさせる、と。また、それが急に猛威を振るうような場合には、直前であっても当日であっても、中止をさせるということで学校のほうにも、指導したところでございます。今後、夏季休業終了後、安全確保についての報告をいたしたいと思っております。

続きまして、野沢温泉村宿泊体験学習について、ご報告申し上げます。一昨日7月21日土曜日、第1期校としまして、第三小学校、城山小学校、平尾小学校、がスタートいたしました。そして、今日、第2期校といたしまして、同じく3校、明後日、第3期、その後第4期ということで、7月31日までで全校が宿泊体験学習を終了する、という計画で進めております。一昨日、スタートということで、私も同行させていただきましたが、現地の状況は、まず天候のほうは曇りということで計画どおりに順調なスタートをきることができたことをご報告いたします。なお、近隣で地震があったということで、心配されている方もあったのですが、当時、野沢温泉村では本震があった7月16日、揺れとしては震度4、そしてその後、体感余震は、1度もなかったということです。実際に私も、村の方とお話したり村の中を見てまいりましたが、物が崩れたり、ひび割れした道路があったということは一つもございませんでした。実際には家の中の物が落ちたという報告も村役場でも聞いていない、という状況であります。このようなことで、村は大変平常を保っております。その中で、大変なご尽力をいただきながら、子どもたちの宿泊体験学習が実施されている、ということでもあります。

もう一つ、補足でございますが、6月末に圏央道が開通をしたということで、事前に教育長を初め、私たち職員と学校長数名と日帰りで、圏央道を使った下見をさせていただいております。その結果、今年度は、昨年度とは違いまして、中央高速道路に入り、圏央道を使って、関越を使い、上信越道に入っていくというコースを基本といたしました。距離的なもの、時間的なものに大きな差はありませんが、夏休み中の車の渋滞の状況等を考えた場合に、関越の方がスムーズであろう、ということでそのような案にさせていただきました。その結果、一昨日、私が同行した際には、ほぼ、見事に計画通り12時10分過ぎにキャンプ場に到着した、という形になっています。野沢につきましては、以上のように進捗状況でございますけれども、またこれが終わった際にはご報告を申し上げたいと思っております。

最後になりますが、夏季休業中の教職員の研修につきまして、簡単にご説明を申し上げます。夏季休業中は、本市の教職員としましては、研修体系、大きく分けると二つの研修体系をとっております。一つは、稲城市教育委員会が主催する研修というものがございます。これは、7月24日の明日から8月30日までの中で、いくつかの研修を用意させていただき、ある基準まで手を挙げて、教員が研修をする、という形になっているところでございます。もう一つは、東京都が主催する研修会に参加をする、ということになっております。東京都の方もほぼ、夏休み全てをかけまして、ほとんどが手を挙げて研修をすることになります。

ども、選択研修ということで、研修をしてもらう。中には10年経験者の研修のように必ず受けなければならない研修もあります。おおまかで申し訳ございませんが、市の主催の研修と、都の主催の研修を中心に夏休みは教員が研修に励む、ということをご報告させていただきます。以上です。

委員長 ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。
質疑等ございましたらお願いいたします。

浅水委員、どうぞ。

浅水委員 質問ではないのですが、東京都の今回の規則改正の内容についてはわかりました。これを受けて、稲城市として、都が変わるといったから変える、というのではなく、規則を変えて、これをどう利用して稲城市の教育に役立てていくのかということ、この改正のときにご説明いただきたい。

委員長 他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

本日の議事日程は、全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午前10時32分閉会)